平成２７年（フ）第８６７号
神戸市灘区高尾通４丁目２番17―205号、従前の住所神戸市灘区薬師通３丁目３番７号佐川方
債務者　本山　幸江
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１６号
愛媛県松山市千舟町７丁目９番地６
債務者　新山　末三
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７号
愛媛県八幡浜市五反田１番耕地32番地１
債務者　矢野　**廣**久
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第３９３号
大分市大手町１丁目１番23号（アーバンブレーム大手町208）
債務者　中山　和正
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６８９号
名古屋市港区木場町８番地の４　ロフティ木場シー・ガーデン707号
債務者　近藤有希乃
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４４号
愛知県春日井市熊野町1740番地１
債務者　石川　治美
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３５号
山口県下関市山の田本町10番15―202号　エトワールハイランド
債務者　土井ユリヱ
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
高知県四万十市下田1323番地
債務者　上岡　光子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第５５号
高知県幡多郡三原村大字下長谷670番地
債務者　白石　浩二
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第５７号
高知県四万十市右山五月町６番５号　みよき荘２号
債務者　松本　　功
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第３４７号
大分県由布市湯布院町下湯平3114番地
債務者　竹下ひろみ
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３０４号
宮崎市田野町甲2791番地１
債務者　倉爪　亮二
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３６号
島根県浜田市黒川町3758番地（124）
債務者　田尻　由未（旧姓湯淺）
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第１３９号
富山市中島３丁目７番20―303号　第２佐竹ビル
債務者　井澤千恵美
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５０号
富山市百塚116番地
債務者　藤本　　満
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５１号
富山市五福末広町834―12　山商ハイツ28　203号室、住民票上の住所富山市豊田町２丁目９番17号　ＴＭＴサービス内
債務者　大杉　佳弘
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５７号
富山市明輪町１番242―301号　アパガーデンハイツ富山駅前
債務者　東山　耕作
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
富山地方裁判所民事部